

景観重要公共施設の整備に関する 協議の手引き

目 次

1. はじめに	1
2. 協議手順	1
3. 景観重要公共施設	2
4. 協議書提出の対象行為	3
5. 景観重要公共施設の整備に関する事項	4
6. 協議書記入事例	7
7. 協議書の添付書類	8

延岡市

令和 7 年 6 月

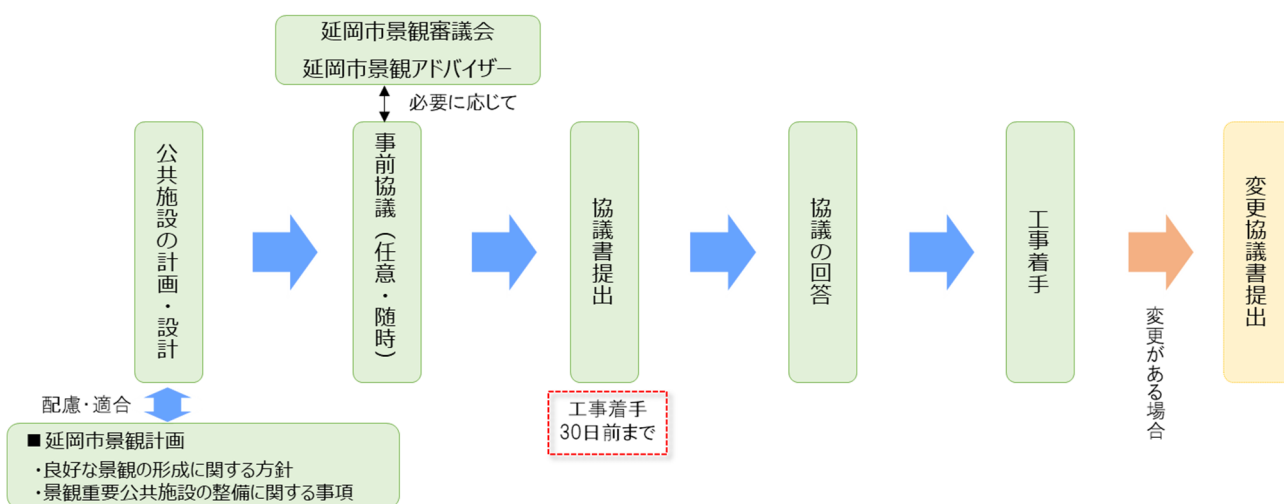
1. はじめに

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物や屋外広告物等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。このため、延岡市景観計画では、良好な景観形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、整備の際に基準となる「整備に関する事項」を定めています。

この手引きは、景観重要公共施設の整備における、延岡市との協議手続きを示したものです。なお、本協議手続きは、大幅なコスト増につながる整備を求めるものではなく、協議を通じ、本市の景観にふさわしい施設の整備を図ることを目的としています。

2. 協議手順

景観重要公共施設の整備を行う際には、延岡市景観計画の「良好な景観の形成に関する方針」や「景観重要公共施設の整備に関する事項」に示す基準に即した計画・設計を行い、工事着手の30日前までに、協議書を都市計画課に提出する必要があります。（協議書提出部数：1部）



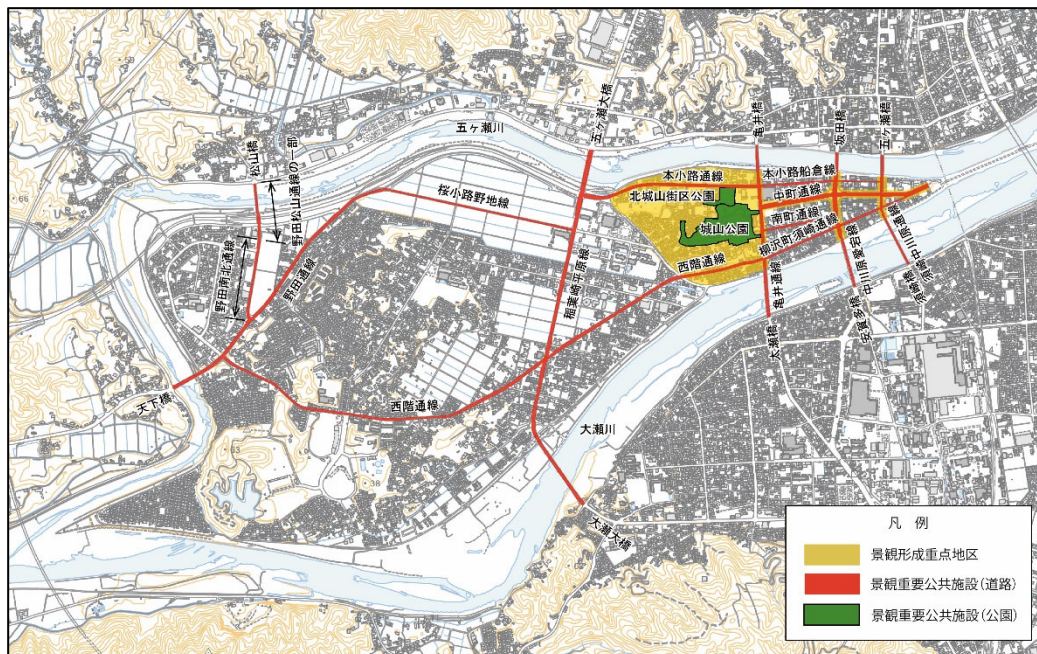
◆留意事項

- より良い景観形成のために、協議書提出前の設計段階において、事前協議を行うことが望ましいです。また、景観上重要な地区での行為や規模の大きな行為など、特に景観に対する影響が大きいものについては、必要に応じて、延岡市景観審議会等に意見を聴く場合があります。この場合は、事前協議に1カ月以上の期間を予定してください。
- 整備の際に景観検討委員会等を設ける場合、本市の出席または意見照会をもって協議とみなすことができる場合があります。
- 工事着手後に景観に関する内容の変更がある場合は、変更協議書を提出してください。
- 協議書の提出に関しては、一連の工事（一事業）で一括して提出してすることが望ましいです。ただし、発注ごとに時期が大幅に変わる場合などは、事前にご相談ください。
- 景観重要公共施設内における建築物の新築等については、本協議を適用しません。ただし、一定規模以上の建築物の新築等については、景観法に基づく通知等の対象となる場合があります。
- 景観重要公共施設内における屋外広告物の表示等については、本協議を適用しません。
- 景観重要公共施設内における占用物件の設置については、本協議を適用しません。ただし、占用物件の種類や規模に応じて、景観法に基づく通知等の対象となる場合があります。
- 協議書の提出は、代理者（設計コンサルタント等）が行っても構いません。

3. 景観重要公共施設

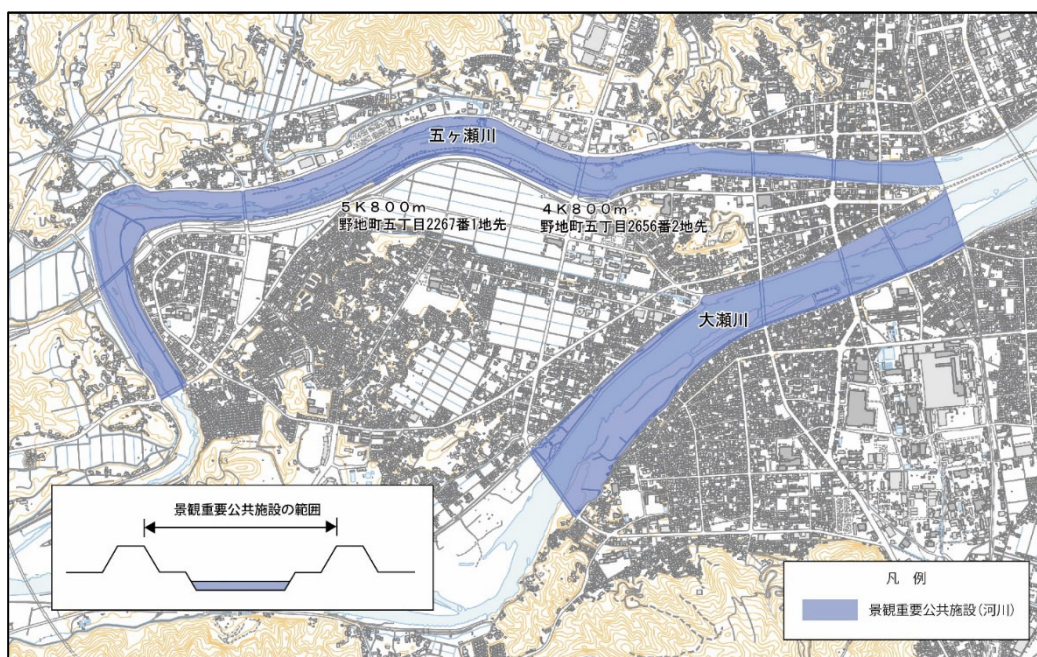
延岡市景観計画において定める景観重要公共施設は以下のとおりです。

中町通線、本小路船倉線、南町通線、柳沢町須崎通線、亀井通線の一部（大瀬橋から亀井橋まで）、中川原愛宕線の一部（安賀多橋から板田橋まで）、須崎中川原通線の一部（須崎橋から五ヶ瀬橋まで）、本小路通線、稲葉崎平原線の一部（大瀬大橋から五ヶ瀬大橋まで）、西階通線、桜小路野地線、野田通線、野田松山通線の一部、野田南北通線、城山公園、北城山街区公園



景観重要公共施設（道路、公園等）概要図

五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川（JRの橋梁から天下橋）、五ヶ瀬川水系大瀬川（JRの橋梁から大瀬大橋）の河川区域のうち、川表・法肩の範囲とする。ただし、五ヶ瀬川右岸（野地町五丁目2656番2地先から野地町五丁目2267番1地先の区間）については、河川区域とする。



景観重要公共施設（河川）概要図

4. 協議書提出の対象行為

協議書の提出の対象となる景観重要公共施設に係る行為は下記のとおりです。

景観計画で定める景観形成重点地区とそれ以外で、対象行為の規模が異なります。

ただし、対象の行為以外においても、整備の際には、景観法の規定に基づき、延岡市景観計画の「景観重要公共施設の整備に関する事項」に基づいた整備を行う必要があります。整備内容が周辺景観に影響を及ぼすと考えられる場合は、都市計画課にお問い合わせください。

道路		
行為	規模	
	景観形成重点地区以外	景観形成重点地区
道路の新設、改修	延長 50m以上	全て
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	延長 50m以上、又は面積 300 ㎡以上	
法面の保護、改修、修繕	面積 300 ㎡以上	
擁壁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	高さ5m以上、又は面積 300 ㎡以上	
道路付属物の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 50m以上	
木竹の植栽、伐採、除却	全て	
橋梁		
行為	規模	
	景観形成重点地区以外	景観形成重点地区
橋梁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 10m以上	全て
高欄及び照明施設の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 50m以上	
都市公園		
行為	規模	
	景観形成重点地区以外	景観形成重点地区
公園内に設置される以下に示すものの新設または変更を行う場合 遊具施設、防護柵等、擁壁、園路の舗装、 駐車場、四阿、ベンチその他の付帯施設	全て	全て
公園において行う木材の伐採、植栽		
河川		
行為	規模	
	景観形成重点地区以外	景観形成重点地区
河川の新設、改修	延長 50m以上	全て
水面の埋立	面積 300 ㎡以上	
堤防の新設、改修、修繕	延長 50m以上	
護岸の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	高さ5m以上、又は面積 300 ㎡以上	
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	延長 50m以上、又は面積 300 ㎡以上	
水門等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	全て	
ダム・堰等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	全て	
防護柵等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 50m以上	
木竹の植栽、伐採、除却	面積 100 ㎡以上	

※上記に該当しない行為や規模でも、景観形成に影響があると認められる場合は、協議書を提出していただく場合があります。

※延長及び面積については、一連の工事の合計の値です。

※木竹については、以下をもって 10 m²と換算します。

高木（成木時に4m以上の樹木）…1本

中木（成木時に2m以上の樹木）…4本

低木（高木・中木・生垣以外の木竹）…10本

生垣…延長5m

※以下の行為は、協議の適用を除外します。

①地下又は水面下で行う行為

②着色を施していない舗装の改修又は修繕で、外観の変更が無いもの

③区画線又は道路標示の設置

④仮設の工作物の新設、増設、改修、外観の変更

⑤木竹の伐採について

- ・間伐等、木竹の保育のために通常行われる伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の移植又は伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

⑥芝、草花、地被類その他これらに類する植物の植栽等

⑦除草、草刈

⑧浚渫

⑨非常の災害のため必要な応急措置として行う行為

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）

景観重要公共施設の整備に際しては、延岡市景観計画で定められている以下の事項を遵守する必要があります。

◆道路における事項

【基本方針】

道路として求められる機能の本質を認識し、地域の特性や周辺の景観との調和に努めるとともに、適正な維持管理を行なう。

項目	整備に関する事項
緑化	- 良好な景観を形成している既存樹木については、可能な限り、保存、移植等による活用に努める。植栽については、自然の植生、周辺の街路樹との調和に配慮し、延岡の風土に合う樹種の選定を心がけ、延岡らしい景観の創出に努める。 - 必要に応じ、緑化等により、潤いの場の創出に努める。
歩道	- 沿道の景観と植栽や歩行者の姿が映える色調のものとし控え目な意匠となるよう配慮する。 - 歩道の舗装の色彩等、意匠については、周辺の建物や照明施設等との調和を図ること。
道路 付属物	- 標識類、防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等の形態、意匠、素材については、周辺の景観との調和、地域の特性又は統一性に配慮する。 - 照明等のポール類は、通りの景観と調和し、経年変化に配慮した色彩とする。（表面に着色されていない自然石、木材等素材本来が持つ色彩はこの限りではない。） - 道路付属物の設置については、必要最小限に抑え、現在の道路デザインと調和のとれたものとし、配置は主要な視点場からの眺望や景観の連続性等に配慮する。
維持管理	- 維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。 - 周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める。

◆橋梁における事項

【基本方針】

背景となる自然やまちなみとの関係に十分な配慮を行い、空間として一体的な美しさを演出する。

項目	整備に関する事項
橋梁本体	- 橋梁本体の高欄、親柱、橋面の舗装等と一体的な景観の形成に努める。 - 橋梁の構造、形態、意匠、素材については、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。 - 主要な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するよう努める。
高欄及び 照明施設	形態、意匠、素材については、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高める配置などの工夫に努める。
維持管理	- 維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。 - 周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める。

◆都市公園における事項

【基本方針】

地域の自然、歴史、文化等の特性を活かすとともに地域の快適な環境づくりに努める。

項目	整備に関する事項
公園施設	- 公園全体や周辺との調和がとれた景観を形成するため、公園施設は景観に配慮した意匠とすること。 - 園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮した上で、できる限り地場産の自然素材等の利用促進に努める。 - 安心・快適が感じられる景観を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮した園路、休憩施設などの整備を推進すること。 - 公園等の植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保存・活用等に努めること。 - 公園と地区とのつながりが感じられるよう、公園の外周部の植栽や施設のデザインなどに配慮すること。

◆河川における事項

【基本方針】

- 市内を流れる河川は延岡らしい景観として市民に親しまれている。延岡市の魅力が凝縮された延岡の顔として、人々が集う魅力的な河川空間を創出する。
- 河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に配慮した整備に努める。
- 河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。

6. 協議書記入事例

様式第1号（第3条関係）

協議書を提出する年月日を記入
工事着手の30日前

令和 6 年 6 月 28 日

延岡市景観重要公共施設整備（変更）協議書

延岡市長 殿

発注者を記入

協議者 郵便番号 886-1234
住 所 延岡市〇〇町△△番地
氏 名 〇〇建設事務局 局長 景観 太郎
担 当 道路整備課 宮崎 次郎
電話番号 0982-※※-※※※※

整備の場所等	河川又は路線名等	〇道〇〇〇線		予定の年月日で 構いません
	行為地	〇〇町××番地 他		
	☐ 景観形成重点地区	() 地区		
	☒ 上記以外の区域			
整備の期間	着手予定日 令和 6 年 8 月 1 日	完了予定日 令和 7 年 2 月 20 日		
設計者 (代理者)	郵便番号	882-※※※※		
	住 所	延岡市〇〇町××番地		
	事務所名	△△△コンサルタント (電話：0982-※※-※※※※)		
	氏 名	代表取締役 景観 花子		
施工者	郵便番号	882-※※※※		
	住 所	延岡市××町△△番地		
	事務所名	株式会社□□□建設 (電話：0982-※※-※※※※)		
	氏 名	代表取締役 延岡 太郎		
整備の概要	事業名等	〇〇〇〇道路改良事業		
	行為の種類	道路の新設、改良		
	行為の規模 (延長、面積、高さ等)	延長 L=1,000m W=6.0m 法面保護A=5,000 m² 擁壁設置N=5箇所、L=100m、H=5m (最高部) 舗装工A=10,300 m² 木竹の植栽A=300 m² 防護柵設置L=800m		
	景観に配慮した事項を 簡潔に記入	・山林を造成して道路を新設することから、景観の改変を出来るだけ少なくした線形とし、法面の発生を極力抑えた。 ・法面は緑化を行う。 ・擁壁は最小限の規模に留め、つる性植物で緑化する。 ・植栽帯を設置し、高木を植栽する。 ・周辺景観に配慮した防護柵（車道部はガードケーブル、歩道部はブラウン系転落防止柵）を設置する。 ・標識や照明類は、周辺景観に配慮し、ブラウン系塗装を行う。		
	景観に配慮した内容			

設計を行ったコンサル
タント等を記入

未定の場合は「未定」
で構いません

景観に関わる主な
工種や数量を記入

7. 協議書の添付書類

協議書には、以下の書類を添付してください。

種 類	備 考
位 置 図	縮尺 1/10,000～1/25,000 の地図に整備箇所を示すこと。
付近見取図	縮尺 1/2,500 以上の地図に整備箇所を示すこと。
現 況 写 真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2方向以上から撮影。
平 面 図	着色する場合、仕上げ方法及び色彩を記載すること。 色彩についてはマンセル値を記載すること。
縦 断 図	必要に応じて提出すること。
横 断 図	必要に応じて提出すること。
完成予想図	必要に応じて提出すること。 提出する場合は、着色すること。
構 造 図	必要に応じて提出すること。 提出する場合は、仕上げ方法及び色彩を記載すること。 色彩についてはマンセル値を記載すること。
木竹の配置図	必要に応じて提出すること。 提出する場合は、保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹が判断できるように記載すること。木竹名も記載すること。

※図面（平面図、縦断図、横断図等）については縮図で構いません。

※必要に応じて、上記以外の書類（製品カタログ等）を提出していただくことがあります。

お問い合わせ先

延岡市 都市建設部 都市計画課

住所：〒882-8686 延岡市東本小路 2-1

電話：0982-22-7022 FAX：0982-31-3186

E メール：toshi-k@city.nobeoka.miyazaki.jp